

# 法務の眼 Legal Eyesight

## 会いにいこう?! 法務と出張

東海旅客鉄道株式会社  
法務部長

濱崎 修 (Osamu Hamasaki)

唐突ですが、出張の話をしたと思います。といいますのも、当社は東京～名古屋～新大阪を結ぶ東海道新幹線を主な事業としており、出張のお客様の動向は常に注視しているところだからです。したがって、本稿での話はポジショントークでもありますので、ステマ規制に触れないようあらかじめお断りしておきます（なお、本稿は国内での出張を想定しています）。

### 1 出張とコロナ禍

皆さんは出張についてどう思われていますでしょうか。

作業効率からすると、移動のためのロスタイムが生じる出張はなるべく減らしたいでしょう。旅行好きだと会社の経費で旅行ができてラッキーだという方もいるでしょう。ただ、コロナ禍以前は当然のように出張されていた方も多かったのではないのでしょうか。

ところが、コロナ禍を経て状況は一変しました。WEB会議などのコミュニケーションツールが劇的に普及し、リモートでのやり取りが自然なものとなりました。このような変化はコロナ禍前から予測されていたものでしたが、想定以上のハイスピードで普及したといえます。

その結果、コロナ禍が終わっても、わざわざ遠くまで新幹線で出張したり、満員電車に乗って毎日通勤したりすることの意味も再検討されることになりました。

### 2 法務とリモート

リモートが急速に普及したものとして民事訴訟手続があるでしょう。かつては弁論のために遠隔地の裁判所に出張された方も多いのではないでしょうか。今では期日のほとんどは当然にTeamsで開かれています。

われわれも、弁護士との打合せはほとんどリモートで行うようになりましたが、忙しい弁護士の予定の合間を縫って早く打合せできるようになり、結果として解決までの時間短縮になっています。その点では多忙な社外役員に出席してもらわなければならない取締役会や、大勢の人を会場に集めるために、大きな会議室の空き具合に縛られていた研修や講習会も柔軟に開催できるようになったといえます。

そして、法務という仕事自体も他の仕事と比べてリモートに適していると思います。それは、管理部門であって直接の現場を有しないことに加えて、事実を取捨選択して抽象化しそれを法律に当てはめるのが法務の仕事の本質であるからです。「素（す）の事実」ではなく、関係者からの報告による「整理された事実」に基づいて検討がなされる以上、そのような情報の収集は電子ファイルによるものが主であり、ネットワークさえ使えれば仕事できるはずです。

### 3 それでも出張すべき場合は？

一方で、法務においても対面の方がよい場合もあると私は思っています。たとえば、初対面の弁護士との打合せは、その回答の信頼度や以降継続してお願いするかの探りを入れるという意味で、事務所や事務員さんの様子や弁護士の物腰・人柄を見たいので、私はできれば事務所にうかがって対面で打合せしたいと思います。

また、図面や地図などの紙の資料で示した方が早かったり、聞きたいことがまとまってなかったりする相談なども、特定の人に発言が偏

りがちなリモート会議より、対面により大勢で喧々諤々議論した方が早い場合が多いと思います。

研修でも、グループに分かれてじっくり議論する類のものは、リアルに集まった方が円滑に進む気がします。

そして、社員への聴取りを行うことが多々あったのですが、私の経験でいえば、本当のことを話してもらうためには、雑談も含めてある程度助走の時間が必要であり、相手の視線や手の動きなども観察しながら、嘘と本当を見極めなければならないので、リモートでは難しいように思います。

人間関係ができていない人とそうでない人では、対話をしても、話の内容、質が異なることは確かで、人間関係を作る際には実際に会うことが非常に効果的である以上、少なくとも一度は会って人間関係を築くことがビジネスでも有効なのではないでしょうか。

また、あるとき、「沿線の本が線路に倒れそうなので緊急避難として切ってもよいか？」という問合せがあり、その様子を写真で見たのですが、緊急避難の要件を満たすほど危険が迫っているか判然としません。保線の責任者とさんざん議論をした結果、現地で見るといふ話になり、現地に行ったこともありました。今であればドローンなどを駆使して遠隔で見ることができたかもしれませんが、腹を括る、または皆の納得を得るといふ観点からは、現地に行くというのが有効な場合があると思います。

現地で現物を見ることは、必要な情報が適切に報告されていれば、必要はないのですし、実際あらゆる問題について現地に赴いては時間がいくらあっても足りません。しかし、「完璧な報告」というのは存在せず、報告から抜け落ちた事実重要なものがあります。たとえば、意図的に事実を隠さないものの、無意識に自分に都合の悪い事実に触れなかったり、現場の者からは当然すぎて報告に含まれていなかったりする（が、専門でない法務や弁護士は知

らない）こともあります。その場合に自分の目で現地を見ることはきわめて有効かと思えます。

少し話は違いますが、事実の確認について、きれいにまとめられた資料だけを見て判断することや、法律の解釈につき断片的な解説を鵜呑みにすることは大変危険です。一次資料にあたりたり、条文・判例から紐解いたりすることが必要な場合もあり、ある意味、それが法務における現地現物であるかもしれません。

## 4 会いにいこう♪

法務の仕事をしていると、どうしても文書を相手に引きこもりがちですが、出張して人に直接会ったり、現地で現物を見たりすることで、物事がよりクリアになって効果的に仕事を進められる場合もあるでしょう。

皆さんもたまにはオフィスや自宅を出て、新幹線を利用した出張に出かけてみてはいかがでしょうか。特に、若い法務パーソンの皆さんは、これまで見たことがないものを見て、会ったことのない人と出会って、感性を磨いてほしいと思います。それはきっとあなたの財産になると思います。

では、新幹線のご利用をお待ちしています！